

記入例

間接補助事業名	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
事業年	令和7年度補正
対象公募	第1回
申請者	
法人・個人事業者	個人事業者
郵便番号	690-0000
住所	松江市殿町1番地
名称フリガナ	レストランケンチョウ
名称	レストラン県庁
代表者役職	
代表者氏名	申請 太郎
電話番号	0852-12-3456
担当者	
役職	
氏名	申請太郎
電話番号	0852-12-3456
E-mail	shimane@shimane.jp
主たる業種	飲食業
従業員数(人)	15
資本金等(千円)	
新規登録・変更の別	新規
金融機関名	松江銀行
支店名	松江支店
支店コード	001
預金種別	普通
口座番号	0123456
口座名義(カナ)	シンセイ タロウ
交付申請日	令和8年2月20日
事業終了予定日	令和8年11月30日
当初交付決定日	
当初文書番号	
申請取下日	
中止・廃止申請日	
変更申請日	
変更申請承認日	
変更文書番号	
遂行状況報告日	
事業完了日	
実績報告日	
支援機関	
支援機関名	島根商工会議所
支援担当者氏名	申請 花子
電話番号	0852-65-4321
E-mail	shinsei@shinsei.jp

申請者が応募時に入力が必要
支援機関が応募時に入力が必要

申請者が応募時に入力してください(必須)

※個人・法人いずれか選択

※「カブシキガイシャエイビーシー」→「エイビーシー」

※個人事業主の場合は入力しない

※飲食・商業・サービス業等に該当する業種

※個人事業者の場合：空欄

法人の場合：決算書に記載の「資本金」を入力

「株式会社〇〇銀行」→「〇〇銀行」

取引店名を入力(通帳発行店ではありません)

半角数字

半角数字

全角カナ

※納品予定日～R8.11.30までの日付を入力

県からの交付決定通知書の日付を入力

県からの交付決定通知書の文書番号を入力

採択内容(条件)などに不服がある場合に入力(様式第4号)

交付決定後に、事業を中止・廃止する場合に入力(様式第6号)

交付決定後に、事業内容の変更申請をした場合に入力(様式第5号)

県からの変更承認通知書の承認日を入力

県からの変更承認通知書の文書番号を入力

交付決定後に、県から報告の依頼があった場合に入力(様式第7号)

事業完了日(支払い等がすべて完了した日)を入力

事業完了後15日以内又はR8.11.30のいずれか早い日まで

支援機関が応募時に入力してください(必須)

様式第 1 号（第 6 条関係）【支援機関経由】

令和8年2月20日

島根県知事 様

所在地 松江市殿町 1 番地

名 称 レストラン県庁

代表者 申請 太郎

担当者 申請太郎

電話番号 0852-12-3456

E-mail shimane@shimane.jp

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策
緊急支援事業補助金交付申請書

標記補助金について、同補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容

別添 事業計画書のとおり

（公募回） 令和 7 年度補正 第 1 回

2. 補助金交付申請額 金 2,300,000 円

様式第1号（別紙）

令和8年2月20日

島根県知事 様

名称	レストラン県庁
代表者	申請 太郎

誓約書

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金交付要綱（交付要綱）第6条の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営んでいる中小企業者等であること。
2. 交付要綱別表1に掲げるみなし大企業でないこと。
3. エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
4. 未納の島根県税がないこと。
5. 同一の事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等でないこと。
6. 令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う中小企業者等でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。
8. 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。
9. 支援機関による支援体制が整っていること。
10. 申請者の情報や補助事業の内容等について、島根県、事務局、支援機関の間で情報共有されることに同意していること。
11. 補助金の交付の申請を行うに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、暴力団排除に関する次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

名称：レストラン県庁

別添：事業計画① 【事業概要】

主たる業種	飲食業	従業員数	15	人	資本金等		千円
-------	-----	------	----	---	------	--	----

補助事業概要	空調設備、冷蔵庫、スチームコンベクションオーブンの更新
--------	-----------------------------

補助事業予定期間(和暦)	交付決定日	～	令和8年11月30日
--------------	-------	---	------------

コロナ関連融資		
利用の有無	無	
融資名		
補助率	1/2	

A:補助対象経費 (税抜)	B:A×補助率	C:補助金額
4,600,000	2,300,000	2,300,000

※別添明細より

直近の決算等におけるエネルギーコストの状況 ※別添明細より

D:総コスト	E:光熱費・燃料費	E÷D(%) (小数点第2位を四捨五入)
12,000,000	3,500,000	29.2%

エネルギーコストの削減計画 ※別添明細より

F:対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額	90,000
G:事業を実施した場合の 光熱費・燃料費	H:削減割合 (E-G)÷E(%) (小数点第2位を四捨五入)
3,410,000	2.6%

事業計画②

【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】

①法人・個人事業者	個人事業者
②D：総コスト	12,000,000

③（法人の場合に記載）

売上原価	
販売費および一般管理費	
D：総コスト	

③（個人事業者の場合に記載）

売上原価 ※青申決算書⑥ ※収支内訳書⑨	5,000,000
経費 ※青申決算書⑫ ※収支内訳書⑬	7,000,000
D：総コスト	12,000,000

④E：光熱費・燃料費		3,500,000
売上原価	光熱費	
	燃料費	
経費	光熱費	3,000,000
	燃料費	500,000

※④E：光熱費・燃料費は、電気料金、燃料費（ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等）のことであり、水道光熱費など水道料金が科目に含まれている場合、水道料金を除いて算出する。（ただし、算出ができなければ水道料金を含めた金額でも差支えない。）

※車両費等にガソリン代等が含まれている場合、その費用を算出して燃料費に含める。（ただし、算出ができなければ車両費の総額を計上しても差支えない。）

名称：レストラン県庁

事業計画③ 【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】

No.	設備等名称	数量	購入単価 (円：税抜) (※1)	【A】 購入金額 (円：税抜)	【B】 既存設備の 引取予定価格 (円：税抜) (※2)	【A－B】 補助対象経費 (円：税抜)	見積書記載の納期 (具体的な年月日) (※3)	光熱費・燃料費 年間削減額 (※4)	発注 予定先 所在地	発注予定先名	既存設備等について		
											使用状況 (※5)	エネコス 活用	廃棄（又は売却）方法
1	空調設備一式	1	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	令和8年10月30日	50,000	島根県内	松江電機(株)	○		発注予定先による廃棄・下取り等（見積書に記載）
2	冷蔵庫	1	600,000	600,000	0	600,000	令和8年10月30日	20,000	島根県内	松江電機(株)	○		発注予定先による廃棄・下取り等（見積書に記載）
3	スチームコンベクションオープン	1	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	令和8年10月30日	20,000	島根県内	松江電機(株)	○		発注予定先による廃棄・下取り等（見積書に記載）
4													
5													
行が不足する場合は、非表示行を再表示してから追記してください													
合計						4,600,000		90,000	県内				

■県外発注

発注予定先が島根県内にある事業者でない場合は、その理由を記載してください。

■廃棄方法

「既存設備等について」の「廃棄（又は売却）方法」が、「その他」の場合は、具体的な廃棄方法を記載してください。

■設置場所の変更・追加

更新前の設備と更新後の設備の設置場所が異なる場合及び追加になる場合には、その詳細及び理由を記載してください。

店舗Aの設置台数を1台減、店舗Bの設置台数を1台増、店舗Cに1台追加設置。

- (※1) オプション品、リサイクル料等、補助対象外の金額を控除したうえで入力してください。
工事費、諸経費等も単価に含めてください。
- (※2) 見込金額で構いません。また、申請時点で不明な場合は0と入力してください。
ただし、事業完了日までに金額を確定させたうえで、実績報告書においては必ず補助対象経費から控除してください。
下取り価格等の入力を想定していますが、処分するために費用が追加で発生する場合にはその費用をマイナスで入力してください。
- (※3) 見積書の納期が「発注後○日以内」等の場合には、予想される交付決定日を踏まえて、具体的な日付を記載してください。
- (※4) 「年間削減額のエビデンス」から転記してください。
- (※5) 申請時点で使用している設備等の更新が補助対象です。必ず現在の使用状況（使用している：○／使用していない：×）を入力してください。なお、新規導入の場合は「○」を入力してください。

名称：レストラン県庁

事業計画④ 【導入効果と経営への影響】

■更新・導入する設備・機器の特徴や効果

No.	設備等名称	用途及び特徴・効果（簡潔に記載してください）
1	空調設備一式	センサー搭載により、効率よく冷暖房を使用できる。
2	冷蔵庫	冷蔵効率が大幅に向上し、電気代削減につながる。
3	スチームコンベクションオーブン	加熱効率が大幅に向上し、ガス代削減につながる。
4		
5		
行が不足する場合は、非表示行を再表示してから追記してください		

■本補助事業が経営に与える影響（収益力の維持・向上、エネルギーコスト高騰を乗り越えた事業継続など）

本事業で設備を更新することにより、これまで経費を圧迫していたガス代、電気代がおさえられ、・・・

振込口座登録届出書

島根県知事 様

所在地 松江市殿町 1 番地
名 称 レストラン県庁
代表者 申請 太郎

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の振込口座を下記のとおり届け出ます。

記

新規登録・変更の別	新規
金融機関名	松江銀行
支店名	松江支店
支店コード	001
預金種別	普通
口座番号	0123456
口座名義（カナ）	シンセイ タロウ

※振込先口座の通帳の、表紙及び口座番号・カナ名義が確認できる箇所の写しを添付してください。

【まとめ払いメール通知】
まとめ払い内訳メールの送付を希望される方は下欄に入力してください。希望しない場合は入力不要です。

申請者 レストラン県庁

令和7年度補正

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

交付申請時のチェックリスト

交付申請する書類は、適切にエネルギーコストの削減につながっていることを、
「**申請者自身が証明する**」ものです。
そのため、記載内容や提出書類が事実と異なる場合や、第三者が確認して不明確な場合は不採択となります。
これらを踏まえて、申請書類等をすべてご確認のうえ、申請してください。

※各申請書類のチェックリストの必要箇所にチェック（☑）が入った状態で支援機関へ提出してください。

※施工業者等の確認を要する項目があります。必ず施工業者等に依頼してチェック（☑）を入れてもらってください。

※該当しない項目があれば「■」を入力してください。

1. 補助金交付申請書（様式第1号）

施工業者 申請者

【補助事業者要件の確認】

- ☒ 県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営んでいるか。
- ☒ みなし大企業ではないか。
- ☒ 同一の事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等ではないか。
- ☒ 令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けた中小企業等でないか。（ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。）
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業（麻雀・パチンコ店等）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではないか。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないか。
- ☒ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないか。

2. 事業概要

施工業者 申請者

- ☒ ☒ 設備等の更新のための補助金であり、事業期間内に**既存設備の廃棄（又は売却）が必要**であることを理解しているか。
- ☒ ☒ 利用の手引き及び実績報告時チェックリストを確認して、事業完了後の**実績報告に必要な書類や支払方法等の留意点**について理解しているか。
- ☒ 「業種」は交付要綱第3条第1項第4号に掲げる対象業種か。
- ☒ 「コロナ関連融資利用」の有無に間違いはないか。
（コロナ関連融資であることが明確でないなどの場合に、支援機関又は金融機関の確認書を取得しているか。）

申請者 レストラン県庁

3. 直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 直近の決算書の金額と一致しているか。
※ミス防止のため、「売上原価の合計」、「販売費及び一般管理費の合計」、「光熱費・燃料費が含まれている科目」については、決算書の該当部分を下線やマーカーなどで示した上で明細書に記載して提出してください。

4. 更新・導入する設備・機器及び光熱費・燃料費年間削減額の明細

施工業者 申請者

- ☒ ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 「購入単価」に10万円未満（照明設備を除く）のものはないか。
※工事代や共通経費も単価に含めますが、それが単価に配賦されていない場合は、金額案分により判定されます
- ② 「既存設備等について」の「廃棄（又は売却）方法」が「発注予定先による廃棄・下取り等（見積書に記載）」の場合、見積書に廃棄等についての記載があるか。（別に廃棄（又は売却）を行う場合を除く）
- ③ 「既存設備等について」の「廃棄（又は売却）方法」が「その他」の場合、「■廃棄方法」欄に記載があるか。
- ④ 「納期」は具体的な日付が記載されているか。
- ⑤ 事前発注に該当していないか。
※例えば、令和8年5月1日付で提出された交付申請書の見積書の納期が「受注後1か月」で、この明細に記載された納期が令和8年5月15日となっている場合、申請日前に発注していると判定され、不採択となります。
- ⑥ 「光熱費・燃料費年間削減額」は「年間削減額のエビデンス」の金額と一致しているか。
- ⑦ オプション品、リサイクル料等がある場合、補助対象経費から控除しているか。
- ⑧ 別途売却や下取りによる値引き・収入がある場合、「【B】既存設備の引取予定価格」欄に記載しているか。

5. 導入効果と経営への影響

施工業者 申請者

- ☒ ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 更新・導入する設備の「用途及び特徴・効果」が記載されているか。
- ② 「本補助事業が経営に与える影響」が記載されているか。
- ③ 割合や数値を記載している場合、他の項目の数値と齟齬が生じていないか。

申請者 レストラン県庁

6. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス

この資料は、申請者がメーカー、販売店又は施工業者等に作成を依頼する書類ですが、申請者の事業ですので、必ずエビデンスの提供を受ける際に説明を受け、また、申請者自身でも内容の確認を行ってください。

施工業者 申請者

- ☒
- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ①

当該設備のカタログなどの仕様書等（証明者が独自に作成した計算書や燃料証明なども含む）が添付されているか。
※照明設備更新の場合に限り、既存設備の仕様書の添付は必須としません。必要に応じて、任意の様式で作成した消費電力等の積算書を添付してください。
- ②

仕様書等に記載されている数値は鮮明に表示されているか。
- ③

「証明者」の情報がすべて記載されているか。
- ④

既存の設備・機器の「年間の電気料金・燃料費」は決算書の光熱費・燃料費を超えていないか。

7. 設備等の見積書等の写し

この資料は、申請者がメーカー、販売店又は施工業者等に作成を依頼する書類ですが、申請者の事業ですので、必ず見積書の提供を受ける際に説明を受け、また、申請者自身でも内容の確認を行ってください。

施工業者 申請者

- ☒
- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ①

2社以上の見積書等を添付しているか。
※ 原則2社以上の見積書や価格表の添付が必要ですが、中山間地域等で近隣に2社以上見積もりを徴取できる事業者がない場合は、1社の見積書等と金額の明記されたカタログでも可能です。
※ やむを得ず2社以上から見積書等を徴取できない場合はその理由を下に記載してください。

【理由】
- ②

施工場所（納品場所）は、住所または拠点名・店舗名が記載してあるか。
- ③

納期の記載があるか。
※ 具体的な日付以外にも発注後■か月以内といった記載でも可とします。ただし、その場合であっても、事業計画③には、令和8年11月30日（月）までの具体的な日付を記載してください。
※ 納期は、交付申請額の根拠となる安価な方の見積書等のみに記載があれば可とします。
- ④

商品名、品番・型番の記載があるか。
- ⑤

商品名、品番・型番及び数量が【⑥対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス】と一致しているか。
- ⑥

既存設備の撤去・廃棄が生じる場合は、それぞれの設備ごとに撤去・廃棄費用を計上してあるか。
- ⑦

一般的な価格と乖離している見積金額ではないか。

申請者 レストラン県庁

8. 現況写真

この資料について、メーカー、販売店又は施工業者等に作成を依頼する場合は、本補助金を利用することを伝えたくて、必ず申請者から撮影等の作業に係る指示を行ってください。

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。

【設備の設置場所の写真】

※車両・重機・船舶等の設備の場合は、以下の写真は不要です。

- ① 更新しようとする設備を設置する場所の写真を添付しているか。

※ 更新前後で設置場所を確認できる写真（設備の周りの様子がわかる写真）

※ 1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれていても構いません。

【既存設備の写真】

※機器等の導入の場合は、以下の写真は不要です。

- ② 更新しようとする設備等の「品番」や「型番」が確認できる鮮明な写真を添付しているか。
- ③ 第三者が見て、対象の既存設備等であると判断できるか。
- ④ 同一写真に複数の機器・設備等が写っている場合は、それぞれを○で囲み、名称が示してあるか。

【車両の確認写真】

※該当する設備以外の場合は、以下の写真は不要です。

- ⑤ 正面（ナンバープレートが確認できる）及び横（全体）の写真を添付しているか。

9. 事業に使用する許認可等の写し（必要な場合のみ）

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 許認可等の名義は申請者と同一であるか。
- ② 許認可等で、更新する設備等の「名称」、「品番・型番」の記載が確認できるか。
- ③ 車両の場合、車検証を添付しているか。

10. 直近2期分の決算書（税務署提出用）の写し

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。

（法人の場合）

- ① 2期分の表紙、貸借対照表、損益計算書、原価報告書、販管費、株主資本等変動計算書、個別注記表が添付されているか。

（個人の場合）

- ② 申告書第一表、第二表はあるか。
- ③ 〔白色申告の場合〕収支内訳書の1～2ページはあるか。2ページの「減価償却費の計算」の明細を別紙で示している場合はその別紙もあるか。
- ④ 〔青色申告の場合〕所得税青色申告決算書の1～4ページはあるか。3ページの「減価償却費の計算」の明細を別紙で示している場合はその別紙も添付されているか。

申請者 レストラン県庁

11. 島根県の県税納税証明書（写しでも可）

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 島根県の納税証明書であるか。（国や市町村、他県が発行した納税証明書ではないか。）
- ② 証明内容は、「全税目について未納の徴取金がないこと」となっているか。
（「滞納処分を受けたことがない証明」や「各税目について、納付すべき税額、納付した税額及び未納額等の証明」ではありません。）
- （法人）
- ③ 納税証明書と申請者の住所地が同じか。
- （個人）
- ④ 納税証明書と申請者の住所地が同じであるか。異なる場合は、決算書の住所（事業所）と突合できるか。

12. 補助金の振込先口座がわかる書類（通帳写し等）

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 口座の名義は補助金を申請する法人又は個人となっているか。
- ② 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義及びカナ名義が確認できる鮮明な写しになっているか。
- ③ 「共通項目」に入力した口座情報と一致しているか。

《間接補助率2／3を希望する場合》

13. 新型コロナウイルス感染症関連融資の残高を証明する書類（写しでも可）

施工業者 申請者

- ☒ 以下の項目について、間違いないことを確認したか。
- ① 証明する借入金の借主が、補助金を申請しようとする事業主のものであると確認できるか。
- ② 事業申請時点でのコロナ関連融資の残高を証明するものとなっているか。
- ③ 借り換え融資の場合など、コロナ関連融資であることが明確でない場合に、支援機関又は金融機関の確認書を取得しているか。

様式第2号（第6条関係）【支援機関が作成】

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金
補助事業 調査書・支援計画書

1. 支援機関名等

支援機関名	島根商工会議所		
支援担当者氏名	申請 花子	電話番号	0852-65-4321

2. 申請事業者に関する事項

名 称	レストラン県庁
所在地	松江市殿町1番地
代表者	申請 太郎
事業概要	松江市内で3店舗を展開する飲食業者。今後はさらなる店舗拡大を目指し・・・

3. 資格に関する事項

(1) 公募回 令和7年度補正 第1回

(2) 事業者の区分 ※該当に●印

☒ 中小企業者		
☐ 事業協同組合	☐ 企業組合	☐ 協業組合
☐ 商工組合	☐ 特定非営利活動法人	

(3) 確認事項 ※可・妥当：● 問題あり・不可・妥当性に欠ける：×

☒	①県内で飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者で、エネルギー価格高騰の影響を受けている
☒	②みなし大企業ではない
☒	③暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者である
☒	④宗教活動や政治活動を目的にしていない
☒	⑤提出書類に虚偽の記載がなく、交付要綱等に違反または不正行為はない
☒	⑥補助事業申請書にある事業に事前着手していない
☒	⑦同一事業で国又は県からの補助金を受けていない
☒	⑧令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていない（ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く）
☒	⑨既存設備の処分が必要なことを理解している また、既存設備は過去に本補助金を活用して導入した設備ではない
☒	⑩支援機関として、当取組の支援を実施する

4. 補助事業の内容に関する事項

※妥当・可・整っている：● 妥当性に欠ける・問題あり・整っていない：×

☒	①補助対象経費の積算
☒	②事業資金を借入金で賄う場合の資金調達 ※自己資金で賄う計画の場合も、外部からの資金調達の可能性があれば記載
☒	③補助事業の遂行体制